

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行

(当日が休日に  
当たるときは、  
その翌日)

## 目 次

- ◇ 告 示 土地改良区の定款の変更の認可（農村整備課）  
保安林の指定の解除（造林課）  
保安林の指定の解除予定（〃）
- ◇ 公 告 漁業災害補償法による共済契約の締結の申込みについて  
の同意を求めるための発起人の届出（水産課）  
建築基準法による道路の位置の指定（建築課）
- ◇ 正 誤 猟銃等の取扱いに関する講習会の開催（生活保安課）  
平成元年三月鳥取県告示第三百号中訂正

## 告 示

### 鳥取県告示第四百八十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定に

基づき、富海土地改良区の定款の変更を平成元年三月三十一日認可したの  
で、同条第三項の規定により告示する。

平成元年四月七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

### 鳥取県告示第四百八十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定に  
より、次のように保安林の指定を解除する。

平成元年四月七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 解除に係る保安林の所在場所  
鳥取市浜坂字東浜一三九〇の二三九（次の図に示す部分に限る。）
  - 二 保安林として指定された目的  
飛砂の防備
  - 三 解除の理由  
文化財保護のため
- （「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び鳥取  
市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第四百八十六号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、  
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示す  
る。

平成元年四月七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

八頭郡智頭町大字西野字大横山一二〇八の一（次の図に示す部分に  
限る。）、字小屋ノ谷一二五三の三六、字越道山一二六三の一一（次  
の図に示す部分に限る。）、一二六三の五九、字海上一二六四の三・  
一二六四の四（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、大字  
郷原字奥山四七二の六、大字市瀬字大芦谷二五一八の四、二五一八の  
五、字野々谷二八三一の二、二八三一の三、字長渡瀬ノ山三二八三の  
四、三二八四の二、三二八八の二、三二八九の二、字吉ヶ谷ノ山三二  
九五の二、三三一五（次の図に示す部分に限る。）、字板井原宮ノ谷  
三三八九の二、三三九〇の二、字吸谷三四六九の二、三四七四の二、  
字アシ谷ノ山三五一一の二、三五一三の二、三五二四の二、三五二五  
の二、字ツエガ谷三五四四の二、用瀬町大字赤波字宮ヶ鼻西平二三  
六二の二、大字川中宇六郎木谷七五六の六

2 保安林として指定された目的

水源のかん養

3 解除の理由

送電施設用地とするため

二 1 解除予定に係る保安林の所在場所

八頭郡用瀬町大字川中宇モチダ谷七二七の二

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 解除の理由

送電施設用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び智頭  
町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第四百八十七号

漁業災害補償法施行規則（昭和三十九年農林省令第三十五号）第四十八  
条の二において準用する同規則第四十六条第一項の規定に基づき、漁業災  
害補償法（昭和三十九年法律第一百五十八号）第八十条の二第二項及び第三  
項に規定する同意を求めることについて、発起人となろうとすることに係  
る届出があつたので、漁業災害補償法施行規則第四十八条の二において準  
用する同規則第四十六条第三項の規定により次のとおり告示する。

平成元年四月七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

届 出 事 項		漁業者調書の縦覧	
発起人になるうとする者の住所及び氏名	加入区	漁業の区分	場 所
西伯郡中山町下甲三三六 小田井栄次郎	中山加入区	漁業災害補償法 第四百四条第二号	中山漁業協同 組合
西伯郡中山町岡五四五 松井 良夫	中山加入区	に掲げる漁業	中山漁業協同 組合
西伯郡中山町下甲七―五 森長 貞己	中山加入区	に掲げる漁業	中山漁業協同 組合
岩美郡岩美町大字田後三一三 松本 松治	田後加入区	中型いか釣漁業 及び小型いか釣 漁業	田後漁業協同 組合
岩美郡岩美町大字田後三六一 尾田 菊治	田後加入区	中型いか釣漁業 及び小型いか釣 漁業	田後漁業協同 組合
		平成元年四月七日から四月二十二日まで	

鳥取県告示第四百八十八号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置の指定を平成元年三月三十日次のとおり変更したので、鳥取県建築基準法施行細則（昭和四十八年五月鳥取県規則第三十四号）第九条第二項の規定により告示する。

その関係図面は、鳥取県土木部建築課において縦覧に供する。

平成元年四月七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

申請人の住所及び氏名	変更後の道路の位置の指定場所	変更後の道路の幅員及び延長（メートル）
米子市旗ヶ崎四二一 一 鷺見 昇	米子市旗ヶ崎字荒神屋敷下 夕四〇七一五、四〇九一 二、四〇九一〇、四一一 二、四二一一五、四二二一六、 四一三一九及び四一五一二	幅員 四・一〇 延長 八六・五〇

公 告

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和38年法律第6号。以下「法」という。）第5条の3第1項の規定により猟銃及び空気銃の取扱について関する講習会を次のとおり開催する。

平成元年4月7日

鳥取県公安委員会委員長 松 田 尊 代 次

1 講習の種類別

- (1) 初心者講習  
法第4条第1項第1号の規定により猟銃又は空気銃の所持許可を受けようとする者を対象とした講習をいう。
- (2) 経験者講習

現に法第4条第1項第1号の規定により許可を受けて猟銃又は空気銃を所持している者を対象とした講習をいう。

2 開催の日時及び場所

区分 種別	日 時	場 所	受 講 対 象 者
初心者講習	平成元年5月18日 午前10時30分から 午後4時00分まで	米子市糶町一丁目151 鳥取県米子警察署会議 室	米子、境港、溝口、 黒坂及び八橋の各 警察署の管内に居 住する者
	平成元年5月9日 午後1時30分から 午後4時00分まで	米子市糶町一丁目151 鳥取県米子警察署会議 室	米子、境港、溝口、 黒坂及び八橋の各 警察署の管内に居 住する者
	平成元年5月16日 午後1時30分から 午後4時00分まで	倉吉市住吉町77 鳥取県倉吉警察署会議 室	倉吉、八橋及び浜 村の各警察署の管 内に居住する者
講 習 者	平成元年5月28日 午後1時30分から 午後4時00分まで	鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁議会議棟第二執 行部控室	岩美、鳥取、郡家 及び智頭の各警察 署の管内に居住す る者

3 受講対象者

(1) 初心者講習

鳥取県内に住所を有する者で、狩猟、有害鳥獣駆除又は標的射撃の用途に供するため猟銃又は空気銃の所持の許可を受けようとするもの

(2) 経験者講習

鳥取県内に住所を有する者で、次の各号のいずれにも該当するもの  
ア 現に法第4条第1項第1号の規定による許可を受けて猟銃又は空気銃を所持している者

イ 所持の許可の更新を受けようとする者又は買替え等で新たな猟銃又は空気銃の所持の許可を受けようとする者

ウ 交付を受けている講習修了証明書が交付を受けた日から起算して3年を経過している者

4 講習時間及び講習科目

(1) 講習時間

ア 初心者講習 4時間

イ 経験者講習 2時間80分

(2) 講習科目

ア 猟銃及び空気銃の所持に関する法令

イ 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い

5 考 査

初心者講習にあっては、講習終了後、講習に係る事項についての考査を1時間行う。

6 受講申込手続

所定の受講申込書を受講日の7日前までに住所地を管轄する警察署長を経由して公安委員会に提出すること。

7 講習受講手数料及びその納付方法

(1) 講習受講手数料

ア 初心者講習 3,000円

イ 経験者講習 1,500円

(2) 納付方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を銃砲刀剣類関係手数料納付書にはり付けて納付すること。この場合、消印しないこと。

8 携行品

筆記用具(ノート、ボールペン、万年筆等)

正 誤

平成元年三月鳥取県告示第三百号(字の区域の変更について)中次の箇所  
所に誤りがあったので、訂正する。

頁 九

段 下

誤 らと一体をなす国有地の一部以外の区域

正 らと一体をなす国有地の一部以外の区域

大字大原字後原一〇一五の二の一部、一〇一五の五、一〇一五の六

頁 十一

段 下

誤 大字丸山字下狼谷の全域

正 大字丸山字下狼谷の全域

大字大原字  
後原

大字大原字後原のうち一〇一五の二の一部、  
一〇一五の五、一〇一五の六以外の区域